

総務省の

行政相談



総務省



困ったら
一人で悩まず
行政相談



行政相談シンボルマーク
総務省行政評価局

行政苦情110番
【全国統一番号】

おこまりなら まるまる くじょー ひゃくとおぼん

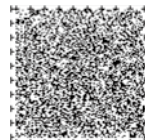
0570-090110

この電話は、お近くの管区行政評価局・行政評価事務所につながります

インターネットによる行政相談の受付

行政相談受付

検索



このマークは
音声コードです。

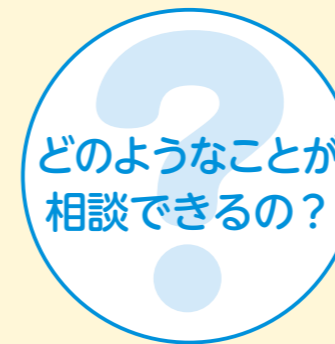
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



総務省の
行政相談とは？

行政相談は、公正・中立の立場から、国の行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かしています。また、**無料で相談**でき、**秘密は固く守られます**。

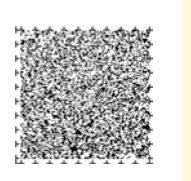
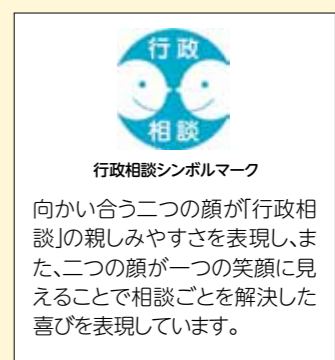
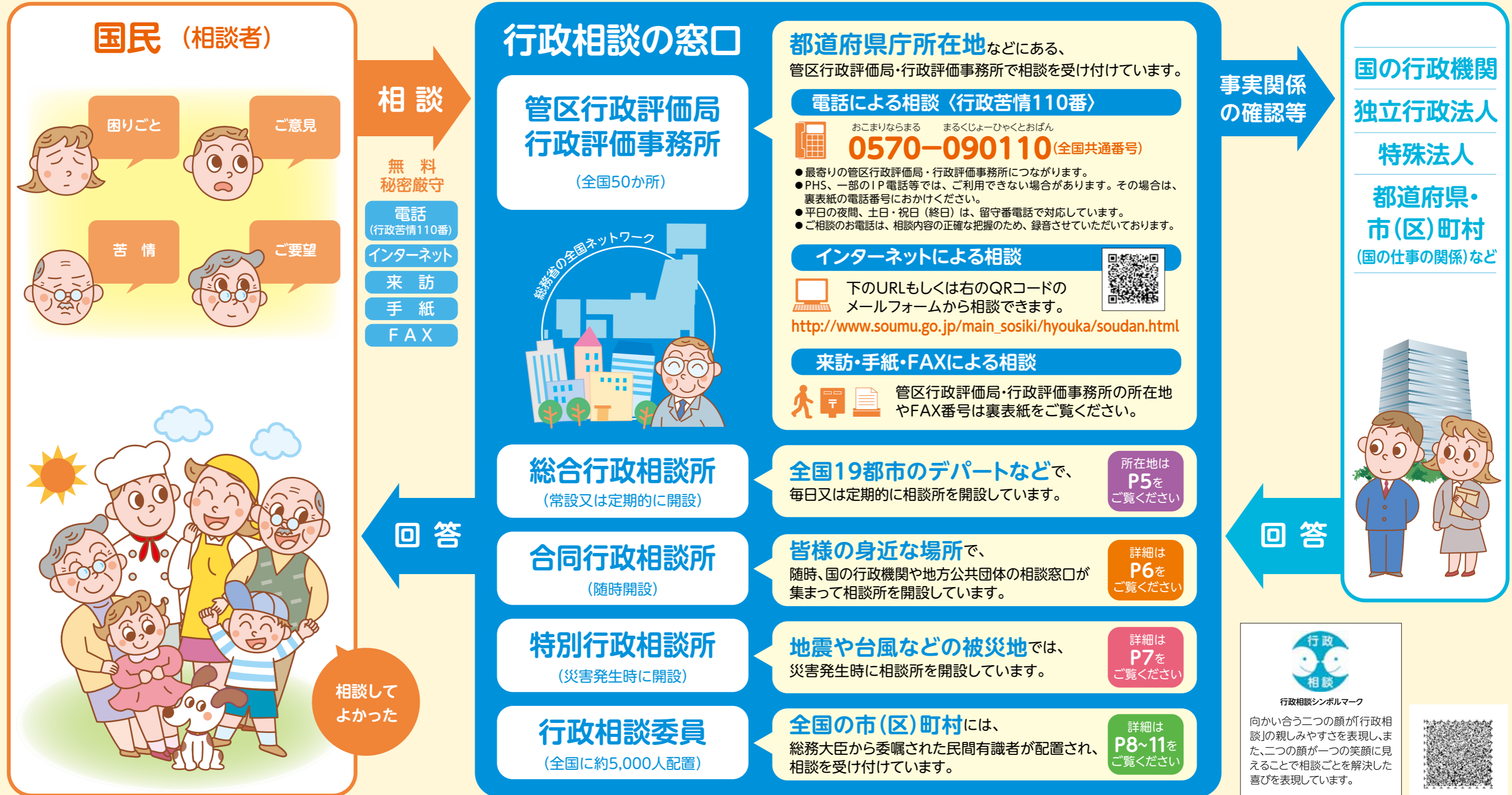
近年は、医療保険、年金、道路、社会福祉、雇用などの分野の相談が多く、毎年約20万件の相談があります。



どのようなことが
相談できるの？

「手続きが分かりにくい」、「行政機関の決定が不公平」、「安全性に欠ける公共施設がある」、「高齢者や障がい者への配慮に欠けている」、「職員の応接態度が悪い」などの国の行政に関する様々な相談を受け付けています。

詳細は
P3~4を
ご覧ください



このマークは
音声コードです。

改善事例 ① ハローワーク

居住地の管轄外のハローワークで雇用保険の手続を行う場合の案内を徹底

相談

このような相談がありました

最寄りのハローワークで雇用保険の手続をしようとしたが、窓口職員から、居住地を管轄するハローワークで行うよう言われた。

しかし、**管轄のハローワークは、家から遠いので、管轄外だが最寄りのハローワークでも手続できるようにしてほしい。**



改善

このように改善されました

行政評価局が確認したところ、受給資格決定後の失業給付支給事務は、居住地以外で継続的に求職活動をする場合、管轄外のハローワークでできる場合があることが分かりました。このため、労働局に対し、管内のハローワークにこの旨の周知を申し入れました。

この結果、労働局から、ハローワークに対し、**適切な対応をするよう指導**がなされ、**手続案内のパンフレットにも追記**されました。

改善事例 ② 聴覚障がい者の利便性

電話に限られていた本人限定受取郵便物の自宅配達日時の連絡のFAXでの受付

相談

このような相談がありました

聴覚に障がいのある知人に本人限定受取郵便物が郵便局に到着したとの封書が届いたが、配達日時を電話連絡するよう案内されていた。

しかし、知人は、障がいのために電話での会話が困難であり、**自分で連絡できず困っている**。このような場合でも連絡できるよう見直してほしい。



改善

このように改善されました

行政評価局が確認したところ、書留郵便物等の不在時の再配達依頼は、FAX等により連絡できることが分かりました。このため、本人限定受取郵便物でも同様の取扱いが可能と考え、郵便事業株式会社(現:日本郵便株式会社)に改善を申し入れました。

その結果、郵便事業株式会社のマニュアルが見直され、本人限定受取郵便物でも、**FAXで連絡**できるようになりました。

改善事例 ③ 道路標示

国道の道路標示の見直しによる事故防止

相談

このような相談がありました

国道の登坂車線が終わる地点に、登坂車線(左側車線)から走行車線(右側車線)に車線変更を促す道路標示がある。

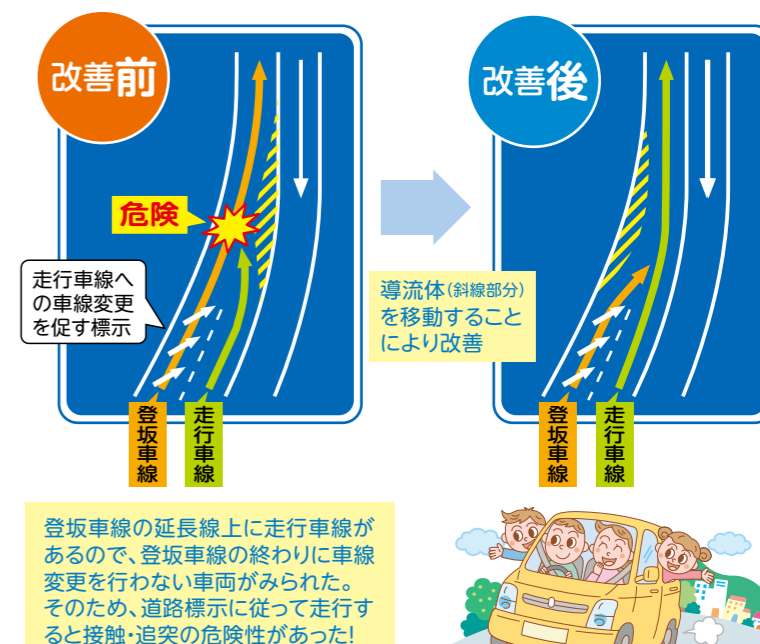
しかし、道路の形状は、走行車線から登坂車線のある左側車線へ合流するようになっており、**道路標示に従って走行すると接触事故の恐れがある**ので、見直してほしい。

改善

このように改善されました

行政評価局が現地を確認したところ、車線変更に関し危険な走行をする車両が確認されました。このため、国道事務所に対し、改善を申し入れました。

その結果、**道路の形状が、道路標示のとおり**、登坂車線から走行車線のある右側車線へ合流する形に改善されました。



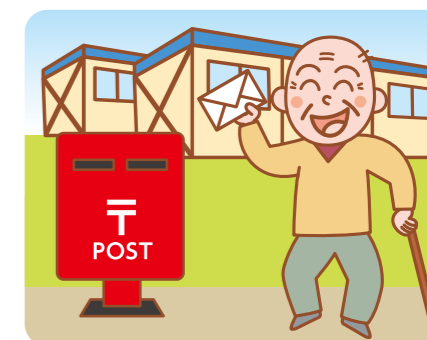
改善事例 ④ 仮設住宅の郵便ポスト

高齢者の多い仮設住宅に郵便ポストを設置

相談

このような相談がありました

東日本大震災で被災し、**仮設住宅に住んでいるが、付近に郵便ポストがない**。大変不便なので設置してほしい。

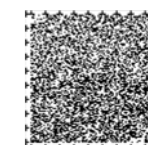


改善

このように改善されました

仮設住宅で開催した特別行政相談所において相談を受けた行政評価局では、仮設住宅に高齢者が多いことを踏まえ、郵便事業株式会社(現:日本郵便株式会社)にポストの設置を申し入れました。

その結果、**仮設住宅に郵便ポストが設置**されました。



このマークは音声コードです。

総合行政相談所

総合行政相談所は、国の行政機関、地方公共団体や各種団体、行政相談委員などの協力を得て**毎日または定期的に開設**しています。



合同行政相談所

様々な苦情をワンストップで
受け付け、対応します。

総務省では、国の行政機関(法務局や労働局等)、都道府県、市(区)町村などの職員が一堂に集まり、苦情や意見、要望を受け付ける合同行政相談所をデパートや、ショッピングセンター、市民会館など気軽に入りやすい施設に開設します。

この相談所では、複数の行政機関にまたがる相談や複数の相談がある場合、**それぞれの行政機関の所在地へ出向くことなく、一か所で相談**することができます。

なお、近年では、医療保険、年金、道路、社会福祉、雇用などの分野の相談が多く寄せられています。



合同行政相談所(和歌山県田辺市)



総合行政相談所 所在地一覧				
都市	総合行政相談所	設置場所	電話番号	
札幌	札幌総合行政相談所 (店休日を除く毎日開設)	さっぽろ東急百貨店9階 〒060-8619 札幌市中央区北4条西2丁目1番地	011(212)2291(直通)	
仙台	行政困りごと相談所 (店休日を除く毎日開設)	藤崎一番町館6階 〒980-8652 仙台市青葉区一番町3丁目4-1	022(263)6201(直通)	
さいたま	さいたま総合行政相談所 (祝日を除く毎週月から土曜日開設)	武蔵浦和駅南ビル マーレA館2階 〒336-0022 さいたま市南区白幡5丁目19番19号	048(839)8150(直通)	
千葉	暮らしの行政相談所 (美浜区:祝日を除く毎週水曜日開設) (緑区:祝日を除く第2~5週の火曜日開設)	美浜区高洲コミュニティセンター 〒261-0004 千葉市美浜区高洲3丁目12番1号 緑区鎌取コミュニティセンター 〒266-0031 千葉市緑区おゆみ野3丁目15番2号	問合先:千葉行政評価事務所 043(246)9821	
	豊島区	東京総合行政相談所 (毎日開設)	西武池袋本店7階 〒171-8569 東京都豊島区南池袋1丁目28番1号	03(3987)0229(直通)
東京	世田谷区	世田谷行政なんでも相談所 (祝日を除く毎週火曜日開設)	世田谷郵便局 〒154-8799 東京都世田谷区三軒茶屋2-1-1	問合先:東京行政評価事務所 03(3363)1100
	台東区	浅草行政なんでも相談所 (祝日を除く毎週金曜日開設)	台東区生涯学習センター1階 〒111-8621 東京都台東区西浅草3-25-16	
横浜	かながわ総合行政相談所 (毎週木曜日開設)	港南台214ビル3階 〒233-0003 横浜市港南区港南台3丁目3-1	問合先:神奈川行政評価事務所 045(641)2832	
名古屋	くらしの行政・法律相談所 (祝日を除く毎日開設)	栄町ビル9階 〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目23番31号	052(961)4522(直通)	
大阪	大阪総合行政相談所 (店休日を除く毎日開設)	大丸松坂屋百貨店 大丸 大阪・心斎橋店南館8階 〒542-8501 大阪市中央区心斎橋筋1丁目7番1号	06(6241)5111(直通)	
堺	堺すいよう行政相談所 (祝日を除く毎週水曜日開設)	高島屋堺店6階 〒590-0028 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地	問合先:近畿管区行政評価局 06(6941)8358	
京都	京都総合行政相談所 (京都高島屋:原則毎月第1火曜日開設) (ウィングス京都:原則毎月第3金曜日開設)	京都高島屋4階アネックス 〒600-8520 京都市下京区四条通河原町西入真町52	問合先:京都行政評価事務所 075(211)1100	
		ウィングス京都2階セミナー室 〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下ル御射山町262		
広島	行政困りごとなんでも相談所 (店休日を除く毎日開設)	そごう広島店本館9階 〒730-8501 広島市中区基町6番27号	082(223)6030(直通)	
岡山	暮らしの総合行政相談所 (祝日を除く毎週火曜日開設)	岡山市福祉文化会館3階 〒703-8293 岡山市中区小橋町1丁目1番30号	問合先:岡山行政評価事務所 086(224)1100	
高松	暮らしの行政相談所 (祝日を除く毎週木曜日開設)	福祉コミュニティセンター・高松1階 相談室 〒760-0066 高松市福岡町2丁目24番10号	問合先:四国行政評価支局 087(831)3103	
福岡	福岡総合行政相談所 (毎週月~土曜日開設)	岩田屋本店新館6階 行政相談コーナー 〒810-8680 福岡市中央区天神2丁目5番35号	092(781)7830(直通)	
北九州	北九州総合行政相談所 (毎週金曜日開設)	小倉井筒屋新館8階プレイガイド奥 相談室 〒802-0007 北九州市小倉北区船場町1番1号	093(531)6710(直通)	
熊本	暮らしの総合相談所 (原則毎月第1~第4水曜日開設)	くまもと県民交流館 パレア 〒860-8554 熊本市中心区手取本町8番9号 テリアくまもと内	問合先:熊本行政評価事務所 096(324)1662	
那覇	暮らしの総合行政相談所 (祝日を除く毎週月~金曜日開設)	那覇中央郵便局1階ロビー 〒900-8799 那覇市壺川3丁目3番8号	098(836)4910(直通)	

(注)上記相談所の開設日は、年末年始を除く。

行政相談週間

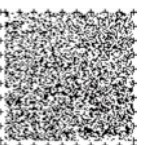
総務省では、毎年、**10月15日以降の最初の月曜日から7日間**を「行政相談週間」として、国民の皆様の身近な場所で役所の仕事に関する相談を受け付ける活動を全国で実施します。

合同行政相談所は、特に、この行政相談週間を中心に各地で開設されます。

合同行政相談所の開設日時等については、総務省のホームページ(行政相談関係)※や最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所(裏表紙をご覧ください)にお問い合わせください。

※ 総務省のホームページ(行政相談関係)

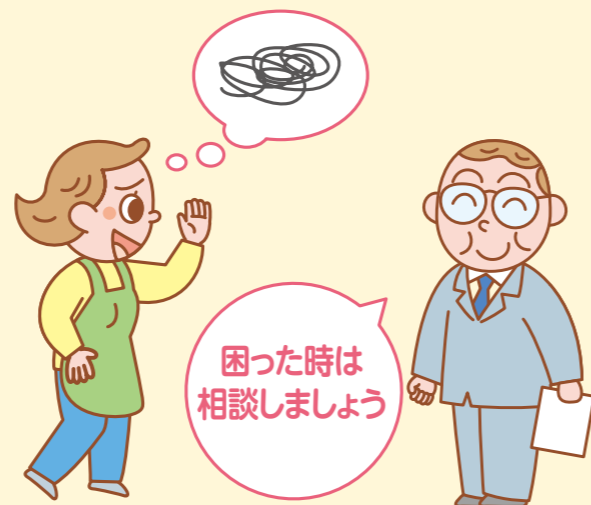
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/index.html



このマークは音声コードです。

特別行政相談所

地震、豪雨、台風、鳥インフルエンザ、口蹄疫などの**災害で被害を受けた方々を支援**するため、国の行政機関、政府系金融機関、都道府県、市(区)町村や行政相談委員などの協力を得て、「特別行政相談所」を開設して、各種の相談、問い合わせに応じています。



東日本大震災の被災者支援のための特別行政相談所

平成23年3月11日に発生した東日本大震災で被災された方々を支援するため、岩手県、宮城県、福島県をはじめ全17府県で特別行政相談所を開設したほか、震災専用の行政相談フリーダイヤルを設置して、被災者の方々からの相談に応じました。



福島県新地町がごんご屋応急仮設困りごと相談所

九州北部梅雨前線豪雨の被災者支援に係る特別行政相談所

平成24年6月から7月にかけて九州北部地方で発生した豪雨により被災された方々を支援するため、福岡県、大分県及び熊本県で特別行政相談所を開設したほか、フリーダイヤルを設置して、被災者の方々からの相談に応じました。



特別行政相談所 (大分県中津市)

行政相談委員の取組

「困りごとはあるのだけど、行政機関の窓口は敷居が高くてちょっと相談しにくい」と考える方は少なくありません。

そこで、国民の皆様が**お気軽に相談できる相談相手**として、行政相談委員が配置されています。

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に**約5,000人(各市(区)町村に1人以上)**配置されています。

行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。相談受付件数は、毎年約10万件となっています。

受け付けた相談の中で内容が複雑なものは、管区行政評価局・行政評価事務所に連絡し、解決の促進を図ります。

約5,000人の行政相談委員が活動しています



行政相談委員は相談所や懇談会で、皆様からのご相談をお受けしています。

行政相談所

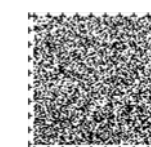
行政相談委員は、市(区)役所・町村役場・公民館などで定期的に相談所を開設し、苦情や意見・要望を受け付けています。

区域の広い市(区)町村や交通の不便なところでは、地域を巡回して相談所を開設しています。

また、各府省、都道府県、市(区)町村や民生委員、人権擁護委員などと合同で相談所を開設しています。



島根県浜田市の「みすみフェスティバル」で開設した相談所



このマークは音声コードです。

行政相談懇談会

行政相談委員は、自治会、婦人会などの代表者や地域の方々との懇談会を開催し、行政に関する苦情や意見・要望をお聞きします。



行政相談懇談会（埼玉県所沢市）

行政相談出前教室

行政相談委員と管区行政評価局・行政評価事務所の職員と一緒に、小学校、中学校、高校、大学等に出向いて、行政相談の改善事例を具体的に紹介しながら、行政相談制度の授業を行っています。

出前教室では、児童やその保護者等から、身近な困りごとを聞き、実際に行政相談として対応し、その結果を紹介するなど、児童等が行政相談制度を体感できるよう工夫しています。



行政相談出前教室（滋賀県守山市）



出前教室では行政相談制度を体感できます

行政相談委員による改善事例

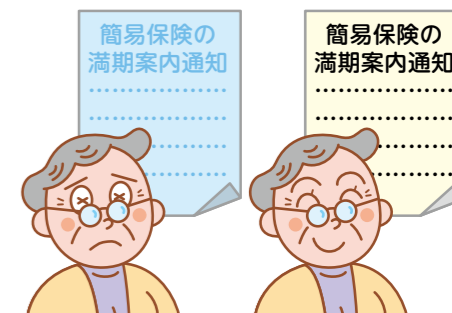
改善事例 ① 簡易保険の通知

簡易保険の満期案内通知を高齢者に見やすく改善

相談

このような相談がありました

簡易保険の満期案内通知が届いたが、文字が青色で背景の青色と同系色であった。**高齢者には読みづらい**ので改善してほしい。



改善

このように改善されました

通知を確認したところ、申出のとおり読みづらいものであったことから、株式会社かんぽ生命保険に対して、改善を申し入れました。

その結果、**通知の印字色**が変更され、平成23年1月から、全国的に新しい様式に変更され、見やすくなりました。

改善事例 ② 粉じん作業従事者の救済

勤務先の廃業で労災保険の申請に必要な証明が得られない粉じん作業従事者の救済

相談

このような相談がありました

昔、鉱山労働者として働いていた。最近、病院でじん肺と診断され、労災保険が適用されるので申請するよう言われた。労災の申請には、粉じん作業に従事していたことの証明が必要と言われたが、**勤務していた鉱山は閉山し、会社も既に廃業**している。どうすれば良いか。

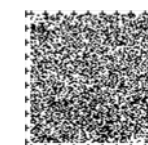


改善

このように改善されました

労働基準監督署に確認したところ、鉱山の元同僚の証明があれば、労災保険を申請できることが分かりました。

その後、相談者は、行政相談委員から手続の説明を受けて、当時鉱山に勤務していたことを**元同僚に証明**してもらい、**労災保険の給付を申請**することになりました。



このマークは音声コードです。

行政相談委員は、 総務大臣に意見を述べることができます

行政相談委員は、相談活動を通じて得られた様々な行政運営上の改善についての意見を、総務大臣に述べるすることができます(行政相談委員法第4条)。

これらの意見は、総務省が各府省に通知するなどにより、**行政運営の改善に活用**されており、行政の制度・運営の改善が図られたものも少なくありません。

行政相談委員意見の改善事例

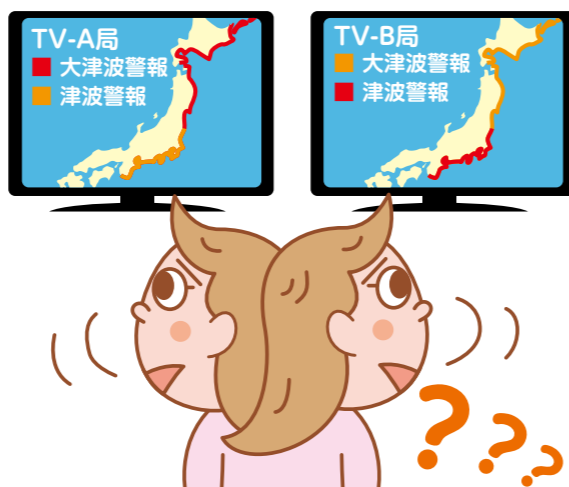
津波警報・注意報の表示を統一

テレビ局により異なる津波警報・注意報発表時の予想地域の地図の色分け表示を統一

意見

このような意見がありました

テレビ局によって津波予想地域の色分け表示が異なっているが、視聴者が誤解しないよう、気象庁で色分け表示の統一基準を定め、テレビ局はその基準に基づき放送してほしい。



改善

このように改善されました

気象庁では、津波予想の凡例として、大津波警報を赤色、津波警報を橙色、津波注意報を黄色で表示しています。

行政相談委員から意見を受けた行政評価局では、視聴者が誤認して避難が遅れるといった事態を防止するため、気象庁に、この凡例に基づいた表示をテレビ局に要請するよう申し入れました。

これを受けた気象庁では、誤認を防ぐことが重要として、放送事業者に対し、津波情報の色使いの統一を働きかけました。

その結果、NHKと日本民間放送連盟との間で、**大津波警報を紫色、津波警報を赤色、津波注意報を黄色に統一**されました。

国民の皆様から寄せられる相談の中には、

- ①現行法令の改正がなければ、解決ができないもの
- ②多数の行政機関等に関係するなど、行政運営上の複雑な問題があるもので解決が難しいものがあります。

そのような相談については、民間有識者の意見を参考とすることが有効であることから、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所(12か所)は、公平な第三者として学識経験者等に集まっていただき、行政苦情救済推進会議を開催して相談の解決のための意見を聴取しています。



行政苦情救済推進会議を開催している 本省及び管区行政評価局・行政評価事務所

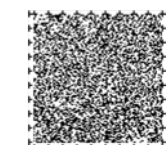
● 総務省本省

- 北海道管区行政評価局
- 東北管区行政評価局
- 関東管区行政評価局
- 中部管区行政評価局
- 石川行政評価事務所
- 近畿管区行政評価局
- 京都行政評価事務所
- 中国四国管区行政評価局
- 四国行政評価支局
- 九州管区行政評価局
- 熊本行政評価事務所
- 沖縄行政評価事務所

総務省本省の行政苦情救済推進会議の構成メンバー 一覧

- | | | |
|------|--------|----------------------|
| 〈座長〉 | 大森 彌 | (東京大学名誉教授) |
| | 秋山 收 | (元内閣法制局長官) |
| | 加賀美 幸子 | (千葉市女性センター名誉館長) |
| | 加藤 陸美 | (元環境事務次官) |
| | 小早川 光郎 | (成蹊大学法科大学院教授) |
| | 谷 昇 | ((社)全国行政相談委員連合協議会会長) |
| | 松尾 邦弘 | (弁護士、元検事総長) |

※平成25年3月末現在



このマークは音声コードです。

行政苦情救済推進会議の改善事例

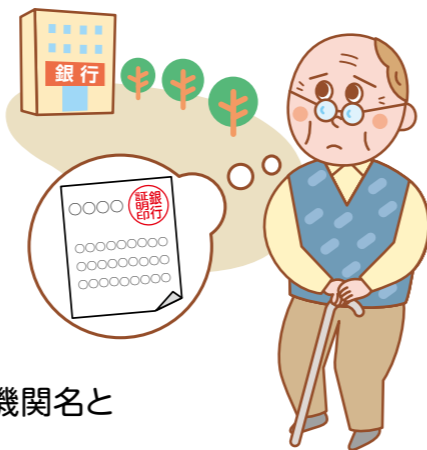
改善事例 ① 年金

年金請求に必要な金融機関の証明を 預貯金通帳の写しで代替

相談

このような相談がありました

老齢年金の請求書には、振込先の金融機関から**証明印を押してもらう必要があるが、負担**なので、預貯金通帳の写しの添付で代替できるようにしてほしい。



改善

このように改善されました

行政評価局が確認したところ、他の年金の請求では、金融機関名と預貯金通帳の記号番号の記載で良いことが分かりました。

このため、行政苦情救済推進会議では、老齢年金の請求でも同様の取扱いが可能と考え、請求者の負担軽減を図るため、厚生労働省に対し、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明に代える取扱いとするようあせせんしました。

その結果、年金請求の手続における金融機関の証明は、**預貯金通帳の写しなどでも可能**となりました。

改善事例 ② 医療

公的病院での医療費の クレジットカード払いを促進

相談

このような相談がありました

ある公的病院の窓口で、医療費をクレジットカードで支払おうとしたところ、クレジットカードでの支払はできないと言われた。

民間病院では、クレジットカードで支払えるところが多くなっており、**公的病院で利用できないのは不便**なのでクレジットカードで支払えるようにしてほしい。



改善

このように改善されました

行政評価局が、カードによる医療費の支払方式を導入している病院を調査したところ、患者の利便が向上するだけでなく、医療費の未収金の縮減や、会計窓口の混雑緩和などの効果があることが分かりました。

このため、行政苦情救済推進会議では、導入による利点が大きいと考え、導入していない公的病院に対し、導入を検討するようあせせんしました。

その結果、**クレジットカードで医療費を支払える公的病院が増えました。**

改善事例 ③ 育児休業

育児休業の最初の申立期間にかかわらず、 子どもが保育所に入れない場合に育児休業給付の 支給期間を延長

相談

このような相談がありました

私は、すぐに保育所に入所できない可能性もあったので、子供が1歳6月になるまでの育児休業を申請し、育児休業給付金を受給していた。

その後、保育所に入所できなかったため、子供が1歳になる前に育児休業給付金の延長を申請したが、延長はできないと言われた。

当初に1年未満の育児休業を申請し、その後に期間を延長した者は、育児休業給付の支給も延長できるのに不公平である。



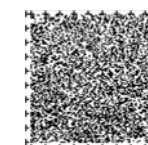
改善

このように改善されました

行政苦情救済推進会議では、保育所に入れないという同じ事情にありながら、当初の育児休業の申請期間の違いにより、育児休業給付期間の延長の取扱いが異なるのは不合理であり、保育所の待機児童数の増加傾向も踏まえると今後同様の事例が増えるおそれがあることから、労働局に対して、育児休業給付金の運用の見直しを厚生労働省と協議するようあせせんしました。

その結果、厚生労働省では、**1年を超える育児休業を申請した場合も、保育所に入所できない等の理由があれば、育児休業給付の期間も延長**できることとし、全国的に改善が図られることになりました。

MEMO



このマークは音声コードです。

管区行政評価局・行政評価事務所の所在地等一覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道管区行政評価局	060-0808	札幌市北区北八条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011(709)1100	011(709)1842
函館行政評価分室	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138(27)1100	0138(23)0919
旭川行政評価分室	078-8501	旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎西館	0166(39)1100	0166(38)3013
釧路行政評価分室	085-0022	釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎	0154(23)1100	0154(23)7137
東北管区行政評価局	980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022(222)1100	022(262)7844
青森行政評価事務所	030-0801	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(735)1100	017(734)3355
岩手行政評価事務所	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(623)1100	019(624)1155
秋田行政評価事務所	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(823)1100	018(824)1427
山形行政評価事務所	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023(623)1100	023(632)3117
福島行政評価事務所	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(534)1100	024(534)1102
関東管区行政評価局	330-9717	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(601)1100	048(600)2336
茨城行政評価事務所	310-0061	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎	029(253)1100	029(221)3349
栃木行政評価事務所	320-0043	宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎	028(633)1100	028(637)4809
群馬行政評価事務所	371-0026	前橋市大手町2-10-5 前橋合同庁舎	027(221)1100	027(221)1649
千葉行政評価事務所	260-0024	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043(244)1100	043(246)9829
東京行政評価事務所	169-0073	新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎	03(3363)1100	03(5331)1761
神奈川行政評価事務所	231-0023	横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045(681)1100	045(664)9316
新潟行政評価事務所	951-8104	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方合同庁舎	025(224)1100	025(224)5839
山梨行政評価事務所	400-0031	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055(252)1100	055(251)9223
長野行政評価事務所	380-0846	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026(235)1100	026(232)4529
中部管区行政評価局	460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(962)1100	052(972)7419
富山行政評価事務所	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076(431)1100	076(442)8646
石川行政評価事務所	920-0962	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076(264)1100	076(222)5233
岐阜行政評価事務所	500-8114	岐阜市金亀町5-13 岐阜合同庁舎	058(246)1100	058(248)6755
静岡行政評価事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)1100	054(254)6513
三重行政評価事務所	514-0033	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059(227)1100	059(227)6662
近畿管区行政評価局	540-8533	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6942)1100	06(6941)8988
福井行政評価事務所	910-0859	福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎	0776(26)1100	0776(26)4445
滋賀行政評価事務所	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077(523)1100	077(525)1149
京都行政評価事務所	604-0043	京都市中京区御池通西洞院西入石橋町438-1 京都地方合同庁舎	075(211)1100	075(211)2552
兵庫行政評価事務所	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078(321)1100	078(333)7919
奈良行政評価事務所	630-8213	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742(24)1100	0742(24)0303
和歌山行政評価事務所	640-8155	和歌山市九番丁11	073(422)1100	073(436)5899
中国四国管区行政評価局	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082(222)1100	082(228)4955
鳥取行政評価事務所	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎	0857(26)1100	0857(24)5942
島根行政評価事務所	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(24)1100	0852(21)2444
岡山行政評価事務所	700-0984	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎	086(224)1100	086(221)5661
山口行政評価事務所	753-0088	山口市巾着町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083(932)1100	083(922)1593
四国行政評価支局	760-0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087(862)1100	087(831)4510
徳島行政評価事務所	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)1100	088(655)5158
愛媛行政評価事務所	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089(921)1100	089(934)5917
高知行政評価事務所	780-0870	高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎	088(873)1100	088(824)4194
九州管区行政評価局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092(473)1100	092(431)8317
佐賀行政評価事務所	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952(25)1100	0952(22)2652
長崎行政評価事務所	852-8106	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	095(849)1101	095(849)1102
熊本行政評価事務所	860-0008	熊本市中央区二の丸1-2 熊本合同庁舎1号館	096(326)1100	096(324)1663
大分行政評価事務所	870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	097(533)1100	097(532)3790
宮崎行政評価事務所	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(24)1100	0985(24)3371
鹿児島行政評価事務所	892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)1100	099(224)3248
沖縄行政評価事務所	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館0006	098(867)1100	098(866)0158

総務省のホームページ（行政相談関係）http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/index.html

総務省 行政評価局行政相談課

〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話 03-5253-5111（代表）